

## 資料 11

### ○春日市スポーツセンター条例施行規則

(平成 28 年 4 月 1 日規則第 68 号)

改正 平成 30 年 3 月 30 日規則第 11 号  
令和 6 年 4 月 16 日規則第 42 号

平成 31 年 3 月 25 日規則第 11 号

春日市スポーツセンター条例施行規則(平成 28 年規則第 58 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、春日市スポーツセンター条例(平成 20 年条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。(条例別表第 1 の備考第 2 項の規則で定める施設)

第 3 条 条例別表第 1 の備考第 2 項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 体育館(メインアリーナ又はサブアリーナをスポーツ大会のために使用する場合において必要な範囲内の施設に限る。)

(2) 屋外競技施設

(使用者登録等)

第 4 条 スポーツセンターの施設を使用しようとする者は、毎年度初めて施設を使用する日の 7 日前までに、市長が別に定める手続により、使用者登録をしなければならない。ただし、条例別表第 2(2)及び別表第 3 に規定する使用料(同表の備考第 5 項に規定する施設使用料を除く。)に係る使用(以下「個人使用」という。)の場合は、この限りでない。

2 春日市社会体育施設等の定期使用に係る団体の登録に関する要綱(平成 28 年 3 月告示第 34 号)により登録された団体(以下「定期使用団体」という。)は、定期的にスポーツセンターの施設を使用するため、市長の許可を得て、定期的に使用する日時及び施設を定めることができる。

3 定期使用団体は、第 1 項の使用者登録をしているものとみなす。

(使用許可の申請)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項前段の規定による施設等の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、市長が別に定める使用許可申請書兼使用料減免申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、個人使用の場合及び別表の温水シャワーを使用する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による申請は、使用しようとする日(継続して 2 日以上施設等を使用しようとするときは、その最初の日。以下「使用日」という。)の属する月の前月から当日(条例第 11 条の規定による使用料の減免の申請を併せて行おうとする者にあつては、使用日の 10 日前)までに行わなければならない。ただし、定期使用団体が事前に定められた日時及び施設について使用許可の申請をする場合は、使用日の属する月の前々月の 15 日から末日までに申請するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する期間外においても使用許可の

申請を受け付けることができる。

- (1) 市が主催する行事等のために使用する時。
- (2) 全国行事その他これに類する行事のために使用する時。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

4 申請書の受付は市長が指定するスポーツセンターの窓口で行い、その受付時間は休場日以外の日の午前9時から午後9時30分までとする。ただし、春日市立北スポーツセンター-NHK ラジオパークにおける申請書の受付時間は、休場日以外の日の午前9時から午後6時30分までとする。

(使用許可)

第6条 使用許可は、市長が別に定める使用許可書兼使用料減免決定書(以下「許可書」という。)を交付することにより行うものとする。ただし、個人使用の場合にあっては、入場券を交付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表の温水シャワーの使用については、使用料の納付時に使用許可を受けたものとみなす。

3 使用許可を行う順序は、申請書の提出があった順序によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、市長は、協議又は抽選により使用許可を行う順序を決定することができる。

(使用の変更)

第7条 使用許可を受けて施設等を使用する者(以下「使用者」という。)は、許可書に記載された事項を変更しようとするときは、使用日の7日前までに市長に変更の申請を行わなければならない。

(使用時間の超過)

第8条 使用者(個人使用を行う者を除く。)は、許可を受けた使用時間を超えて使用することができない。ただし、市長が管理運営上支障がないと認める場合は、市長の許可を受けて当該使用時間を超えて使用することができる。

(特別設備の許可等)

第9条 使用者は、あらかじめ市長の許可を受けて、当該使用者が使用許可を受けた施設に特別な設備を設けることができる。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者が使用する施設に、当該使用者の負担により特別な設備を設けさせることができる。

3 前2項に規定する設備は、使用者が使用許可を受けた期間の最後の日までに(条例第8条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに)使用者の負担により撤去し、原状に復さなければならない。

4 使用者が前項の規定による撤去を行わない場合は、市長がこれを行い、その費用を使用者から徴収するものとする。

(使用の制限)

第10条 幼児又は小学生は、次の各号に掲げる施設を使用するときは、当該各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 弓道場及びトレーニング室 市長が特に必要と認めること。
- (2) 温水プール 次のいずれかに該当すること。
  - ア 小学校の3年生から6年生までであること。
  - イ 3歳以上で保護者の同伴があること。
- (3) 卓球場 次のいずれかに該当すること。
  - ア 小学校の3年生から6年生までであること。
  - イ 責任ある成人の引率の下で使用すること。
  - ウ 市長が置く指導者等が指導し、又は監督する時間内に使用すること。
- (4) 前3号以外の施設 次のいずれかに該当すること。
  - ア 責任ある成人の引率の下で使用すること。
  - イ 市長が置く指導者等が指導し、又は監督する時間内に使用すること。

2 中学生は、次の各号のいずれかの要件を満たさなければ、トレーニング室を使用することができない。

- (1) 責任ある成人の引率の下で使用すること。
- (2) 市長が置く指導者等が指導し、又は監督する時間内に使用すること。

(照明を使用できる時間)

第11条 屋外競技施設及び野球場の照明を使用できる時間は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に掲げる時間帯とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 4月1日から10月末日まで 午後7時から午後9時まで
- (2) 11月1日から3月末日まで 午後6時から午後9時まで(使用許可の取消し)

第12条 使用者が使用許可の取消しを希望するときは、使用前に市長に届け出なければならない。

(注意義務等)

第13条 使用者は、施設等の使用に当たっては、細心の注意を払わなければならない。

2 使用者は、市長が別に定める注意事項を守らなければならない。

3 使用者は、スポーツセンターの管理の業務に従事する者の指示に従わなければならない。

4 スポーツセンターの管理の業務に従事する者は、その指示に従わない使用者に対し、退場を命ずることができる。

(使用後の検査)

第14条 使用者は、施設等の使用を終えたときは、使用した施設内を整頓し、当該施設の管理の業務に従事する者の検査を受けなければならない。

(附属設備の使用料)

第15条 附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第16条 使用者は、使用料を、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。

- (1) 個人使用の場合 施設への入場時
- (2) 別表の温水シャワーを使用する場合 使用時
- (3) 前2号以外の場合 使用許可申請時

2 前項の規定にかかわらず、超過時間の施設使用料並びに使用許可申請時に申請していない使用に係る照明料、空調使用料及び附属設備の使用料は、施設からの退場時(継続して2日以上施設等を使用するときは、その最後の日の退場時)までに納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、定期使用団体が第5条第2項ただし書の規定による申請により施設等を使用する場合は、使用日の属する月の使用料を翌月末日までに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第17条 条例第10条第2項ただし書の規定により既納の使用料を還付することのできる基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用前に使用者の責に帰することができない理由で施設等を使用できなくなったとき 全額
- (2) 使用者が第12条の規定による使用許可の取消しの届出を行い、かつ、使用日の7日前までに許可書を添えて使用料の還付の申請を市長に行ったとき 全額
- (3) その他市長が特に還付の必要があると認めるとき 全額又は一部

(使用料の減免)

第18条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することのできる基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全額免除
  - ア 市が行政上の必要により使用するとき。
  - イ 指定スポーツセンターの指定管理者が事業に使用する場合であって、市長が免除の必要があると認めるとき。
- (2) 相当額(市長が必要と認める額及び回数をいう。)免除
  - ア 市が共催する行事に使用するとき。
  - イ 市が後援する行事に使用する場合であって、市長が特に減免の必要があると認めるとき。
  - ウ 自治会(春日市自治会支援規則(平成21年規則第14号)第2条第2号に規定する自治会をいう。以下同じ。)その他の市長が認める団体が主催する行事に使用するとき。
  - エ 定期使用団体のうち自治会並びに市が認めた社会教育関係団体及び青少年育成団体が定期使用するとき。
  - オ 市長が特に減免の必要があると認めるとき。

(減免申請)

第19条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、申請書に使用料の減免を受けようとする旨を記載して当該減免を申請しなければならない。

2 市長は、使用料の減免を決定したときは、当該減免を決定した旨を記載して許可書を交付するものとする。

(公募の方法等)

第20条 市長は、条例第13条第1項本文の規定により指定スポーツセンターの指定管理者の候補者を選定するときは、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、指定を受けるために必要な資格その他必要な事項を明示した募集要項を作成して公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第21条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が定める期日までにスポーツセンター指定管理者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 団体に関する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の候補者の選定)

第22条 公募による指定管理者の候補者の選定に当たっては、書類審査及び面接審査により行うものとし、市長が別に定める手続により、条例第13条第4項各号の基準に照らして審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果について、スポーツセンター指定管理者候補者選定通知書(様式第2号)又はスポーツセンター指定管理者候補者不選定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、条例第13条第1項ただし書又は同条第5項の規定により公募によることなく指定管理者の候補者を選定するときは、第20条の募集要項に準ずる内容の申請要項を相手方に提示して前条の規定の例により申請をさせ、前2項の規定の例により審査等を行うものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第23条 市長は、指定管理者の候補者について、議会の議決を経て指定管理者に指定したときはスポーツセンター指定管理者指定書(様式第6号)により、指定しなかったときはその理由を付した書面により当該候補者に通知するものとする。

(事業報告書)

第24条 条例第16条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 条例第16条第1項各号に掲げる業務その他の管理業務の実施状況
- (2) 管理業務に係る収支決算の状況
- (3) その他市長が必要と認めて指示した事項

(協定の締結)

第25条 条例及びこの規則に定めるもののほか、指定管理者による指定スポーツセンタ

一の管理に関し必要な事項は、指定管理者との協定により取り決めるものとする。

2 前項の協定には、管理業務に伴う個人情報の保護に関する事項を明記しなければならない。

(指定管理者に関する読替規定)

第26条 条例第12条の規定により指定スポーツセンターの管理を指定管理者が行う場合は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第5条第1項	市長に	指定管理者に
第5条第2項	第11条の規定による使用料	第17条第5項の規定による利用料金
第6条第2項	使用料	利用料金
第6条第3項	市長	指定管理者
第7条から第13条まで	市長	指定管理者
第16条の見出し及び第1項	使用料	利用料金
第16条第2項	施設使用料	施設使用料に相当する利用料金
	附属設備の使用料	附属設備の使用料に相当する利用料金
第16条第3項	使用料	利用料金
第17条	使用料の還付	利用料金の還付
	条例第10条第2項ただし書の規定により既納の使用料を還付することのできる基準	条例第17条第3項ただし書の規則で定める基準
	市長	指定管理者
第18条	使用料の減免	利用料金の減免
	条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することのできる基準	条例第17条第5項の規則で定める基準
第19条	第11条	第17条第5項
	使用料	利用料金
	市長	指定管理者

(その他)

第 27 条 この規則に定めるもののほか、スポーツセンターの管理運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 9 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の春日市スポーツセンター条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定による施行日以後のスポーツセンターの使用に係る許可書の交付その他必要な行為は、施行日前においても、新規則の例によりすることができる。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日規則第 11 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日規則第 11 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の春日市スポーツセンター条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表の規定は、施行日以後のスポーツセンターの附属設備(以下「附属設備」という。)の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の附属設備の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日以後の附属設備の使用に係る使用料及び利用料金は、施行日前においても、改正後の規則の規定の例により徴収し、又は収受することができる。

別表

施設	設備	単位	使用料	備考
春日市総合スポーツセンター	温水シャワー	1 式・1 回当たり	102 円	
	プロジェクター	1 台・1 日当たり	550 円	スクリーン込み
	デジタルタイマー	1 台・1 日当たり	550 円	
	可動式ステージ	1 台・1 日当たり	550 円	
	フロアシート	1 枚・1 日当たり	110 円	
	机	1 台・1 日当たり	110 円	
	椅子	1 脚・1 日当たり	55 円	
	放送機器(メインアリ)	1 式・1 日当たり	1,100 円	

	ーナ)			
	放送機器(サブアリーナ)	1式・1日当たり	880円	
	放送機器(フィットネス1・2)	1式・1日当たり	550円	
	放送機器(屋外競技施設)	1式・1日当たり	550円	
	放送機器(会議室)	1式・1日当たり	330円	
	持込器具(1kwにつき)	1日当たり	220円	1kw未満は、1kwとみなす。

備考

- 1 メインアリーナ及びサブアリーナを使用する場合における机3台及び椅子50脚の使用料の額は、無料とする。
- 2 施設に常設で備え付けてある机及び椅子の使用料の額は、無料とする。
- 3 この表の規定により算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数の金額は切り捨てる。

様式第1号(第21条関係)

スポーツセンター指定管理者指定申請書

[別紙参照]

様式第2号(第22条関係)

スポーツセンター指定管理者候補者選定通知書

[省略]

様式第3号(第22条関係)

スポーツセンター指定管理者候補者不選定通知書

[省略]

様式第4号(第23条関係)

スポーツセンター指定管理者指定書

[省略]